

# 飼い主になるということは

「動物の愛護及び管理に関する法律」  
第7条には、  
**ペットの飼い主の責務**  
として  
6つのことが明記されています。

## ① 健康と安全の保持と 迷惑防止

命ある動物への責任を十分に自覚し、種類や習性に応じて正しく飼うこと、生活環境を悪くしないように、また人に迷惑をかけないように飼うこと。

## ② 病気の知識と予防

動物の病気や感染症等の正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うこと。

## 命を預かる責任

「ペットを飼う」ということはそのペットの命を預かるということです。

### 快適で安全な環境を 提供する責任

ペットの種類によって習性や行動、必要な環境は異なります。ペットが生涯にわたって快適で安全に暮らせるように環境を整え、最期まで適切に飼いましょう。

### 命を終えるまで 飼い続ける責任

誰にでも人生の転機は訪れます。自分の生活が変わってもペットを飼い続けられるか、シミュレーションを行い、あらかじめ対策を練りましょう。



### 老いに向き合う 責任

人にも動物にも寿命があります。ペットも歳を取ると、様々な病気や症状が現れ、介護が必要な場合もあります。介護は長期に及ぶこともあり、家族の協力が欠かせません。個々のペットによって、症状や介護の度合は異なりますので、飼い主は無理せず、悩みを一人で抱え込まずに、獣医師や飼い主仲間などに相談しましょう。

## 飼わない決断も大切です

「適切な世話ができないから、今は飼わない。」と決断することも『ペットの命を預かる責任』を果たすことになります。



### 万が一、飼い続けることが難しくなったら

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼う責務があります。しかし、どうしても飼えなくなったときは、新たな飼い主を探すことも、飼い主の責任です。



- できるだけ多くの親類や知人に聞いてみる
- チラシやポスターを作成する
- 新聞やタウン誌等に広告を掲載する
- インターネットを活用して、情報を発信する